(仮称) 白岡町町民参画条例の制定に向けた提言書(たたき台)

はじめに

白岡町では、平成23年10月1日に白岡町自治基本条例が施行され、「安全安心で暮らしやすい地域社会の実現」に向け、協働と参画のまちづくりを推進することとしています。

しかしながら、現状では、町民のまちづくりに対する参画の意識は高いとはいえない状況にあり、多くの人は、「情報がなく行動できない。」、「参画への意欲を持っていても参画できる内容が限られている。」、「町に対して意見を述べても反応がなく無駄である。」等の意識を持っています。

また、まちづくりに関する意見も、クレームという形で町に出されることが多く、提案型は 少ないようです。

一方で、町によるパブリックコメントを始めとする町民参加の仕組みは、町民に浸透しているとはいえず、機能していないものもあり、町民への周知徹底と制度の再検討を行う必要があります。

町では、現在、①パブリックコメント、②町長との対話集会、③町長への手紙、④地域懇談会、⑤職員出前講座、⑥審議会等、⑦フォーラム、⑧地域住民説明会、⑨ワークショップ、 ⑩意識調査などの町の参画制度が運用されています。

*その他法制度として、選挙・被選挙権、住民監査請求権や直接請求権、解職・解散請求権、情報開示権、地区計画等の作成手続きなど都市計画法上の制度があります。これら現状のシステムは住民に周知し、すべて活用するとともにさらに補強充実させることが必要です。

残念ながら、これらの手法は、町民に対する情報の提供や周知が不足しており、手法の工夫もありません。このため、町民の意識にあわせた機会を上手に用意できず、町民の力を引き出せていません。

一方、町民による住民参画の必要性と現状に対する認識も十分なものとはいえません。 人により、住民参画に対する意識の差が顕著であり、一般的には、まちづくりへの参画 に対する意識が希薄であるようです。したがって、参画する人の数は少数であり、地域活動への協働による参加者も増加しない傾向にあるなど、地域のコミュニティが崩壊の危機 にある地域も見られます。

このようなことから、住民の自律(立)、自助と公助との関係が機能せず、町民の行政依存の体質が残っているように思われます。また、町民の自主的学習活動は停滞しており、一般的には、住民自治やまちづくりは町民の関心から遠いところにあります。

白岡町における住民自治を確立するためには、まずは、一人ひとりの町民が足元の地

域活動に関与する必要があると考えます。

そのためには、地域コミュニティを醸成し、町民参画推進の風土づくりをすることが必要であり、行政区・自治会とNPOやサークルをつないだ地域活動を促進し、地域に活力を取り戻したいと考えます。

以上のような、白岡町における町民参画の現状を踏まえ、協働と参画のまちづくりを推進するため、下記のとおり、町民参画条例の制定について提言します。

記

1. 町民参画条例の目的・主旨

この条例は、白岡町自治基本条例の理念を実現するため、参画及び協働のまちづくりに町民の参加を推進し、住民自治の発展と住民主体の町政の発展に寄与することを目的とします。

2. 町民参画条例の位置付け(参画条例の範囲と定義)

この条例は、白岡町自治基本条例第15条の規定に基づき、町民の意見を町政に反映させるため、幅広い町民の参画に努めるために必要な事項を定めるものです。

白岡町自治基本条例は、参画と協働を行政運営の基本としていますが、参画なくして協働は成り立ちませんし、住民自治も参画がないと形骸化します。

参画は住民自治と行政運営の基本となります。この条例に定められる町民の協働・参画は、企画(構想)から終了時の検証までのすべての段階を対象とします。

3. 町民参画条例の必要性・意義

町民参画を推進することにより、「地域の民主主義の発展」、「自治能力の育成」、「住民の成長と自覚の醸成」、「行政のムダや権威主義の排除」、「町に対する関心の向上」と「町民の意見の町政への反映」を図ることができます。そして、町民の責任と自覚が醸成されるとともに、情報が共有されることにより、町民にとってまちづくりが身近なものとなります。

町民が主体的にまちづくりに参画できるようにするため、町民がまちづくりへの参画を望んだ時に、町は、参画・協働に必要な情報を提供するとともに、参画を支援する仕組みを作り、維持するものとします。

このように、町民の参画と協働を推進することにより、町民主体の白岡町を構築します。

4. 町民参画条例が目指すもの

町民参画を推進するためには、町民参画の様々な「機会」と「場」を用意することが必要です。これは町民が日常的に触れ合う活動や情報の拠点づくりを意味 しています。

協働のまちづくりは町民の参加が前提となりますが、「参加の目的(協働)」を認識し、町民と町による「まちづくり協働総合計画」づくりを推進することにより、町民の参加意欲は向上します。そのために、「(仮称) まちづくり協働センター」を開設することなどが検討されても良いと考えます。

さらには、子どもの参画を推進する企画を毎年実行することも大切です。

町による住民参画の推進については、「審議会等の公募の徹底と工夫」、「企画(構想)の段階からの意見募集及び審議中間での意見募集」、「委員などの無作為抽出による選出」、「参画計画の作成」、「メディアによる情報発信の工夫」、「町民協働参画推進会議の設置」、「人材育成・研修制度の確立」などとともに、町民が気軽に参画できる環境づくりとしては、「企画提案制度の実施」、「学校教育における企画コンペ」等、クレーマー(苦情陳情)からプロポーザー(提案協力)となるための、「町民討論会」等における政策等の積み上げや、「(仮称)まちづくりサポーターバンク(登録制)」の実施等が課題となります。

5. 具体的提案

① 町のまちづくり施策への住民参画の義務化及び現在町で実施されている町 民参画制度等を含む多面的町民参加手法の条例化

町が、まちづくりに関する施策等を実施する際に、参画制度等を実施することを義務付けるとともに、町民が参加しやすい様々な参加手法を条例化します。 また、町が参画制度を実施しないときは、その理由の公表を義務付けることとし、町民は、実施する参画制度や手法について提案できることとします。

② (仮称) 町民協働参画推進会議(以降、推進会議)の創設

(仮称)町民協働参画推進会議は、住民協働や住民参加を担保することを目的に設置するもので、町と公募の委員で構成するものとします。推進会議の業務は以下のとおりとします。

- ・町民の協働や参画を推進させるために必要な研究、調査の実施及び町への提 案
- ・まちづくりにおける協働・参画の状態の検証及び改善策の町への提案
- ・町民から受理した提案を保管し町による対応を注視、および町への提案

- ・人材育成に必要な措置の町への提案
- ・企画(構想)から検証まで住民が関われる仕組みづくり

③ 各種委員の選出

町の審議会等の委員は、公募により選考するものとし、公募による 委員は、必要な研修を実施するものとします。

正当な理由により、委員の公募が出来ないときは、理由を公表するものとします。従来の団体枠を無くし、必要であれば、該当団体に公募するように促すものとします。

また、各種委員は、無作為抽出により、委員を選出することもできるものとします。

④ 無作為抽出による委員選出

町は、町の制度を知ってもらい、まちづくりへの関心を喚起するため、裁判 員制度のように無作為抽出した町民に委員を依頼することができるものとし ます。依頼に応じた委員は、研修を実施したうえで委員として選出するものと します。

⑤ 町民が参画できる範囲を規定

町が実施するまちづくりには、原則として、企画(構想)段階から実施・検証段階まで、町民が参画できるものとします。ただし、町民の参画になじまない事案と判断されるものについては、町は、正当な理由を公表した上で、町民の参画を認めないことができるものとします。

⑥ まちづくりサポーターの登録

参画と協働によるまちづくりに関心を持つ町民を公募し、まちづくりサポーターとして登録するものです。町は、まちづくりに関する情報提供や必要な研修を実施し、まちづくりサポーターに対し、まちづくりへの協力を依頼するものとします。

⑦ 協働のまちづくり提案制度の創設

町民のまちづくりへの関わり方について、苦情・陳情の関わりから提案・協 働の関わりへの移行を促進するためのものです。

町は、町民に対し、広くまちづくりへの提案を募集するものとします。

また、町は、受付窓口を常時開設するものとし、受け付けた提案を遅滞なく 公開し、他の町民の意見を求めるとともに、町としての対応を明確にした上で 公表するものとします。

⑧ 参画計画の作成

町民が個々の都合と関心に応じて計画的に参画できるようにするため、町は、毎年度末までに次年度の参画計画を定め、年度当初に公表するものとします。

⑨ (仮称) まちづくり協働センターの創設

協働・参画に関する活動の「場」を常時開設し、以下の機能を持たせるものです。

- ・町民同士が情報を授受できる「場」
- ・参画と協働のまちづくりに必要な情報の収集と発信
- ・町が求める公募に関する情報を公開する「場」
- ・町民が、個人またはグループで提案したいこと、求めることを周知できる「場」
- ・まちづくりに関わるNPOや団体に対する窓口機能 (郵便受け・電話受け) の提供
- ・(仮称) 町民協働参画推進会議の事務局
- ・(仮称) まちづくり協働センターの事務局
- ・推進会議から発せられる情報の周知
- ・協働と参画に関する窓口の常時開設
- ・町と参加する町民の協働による運営

⑩ 情報公開

- ・ 町は、白岡町情報公開条例に基づき、町民参画に関する全ての事項を公開するものとします。
- ・ 町は、町民がまちづくりへ参画するために必要な情報を漏れなくかつ遅滞なく公開することとするものとします。
- 町は、様々なメディアを利用した情報発信に努めるものとします。

- *作業部会に出席した委員からは、以下のようなご意見も出ています。 次回の全体会では、こちらの御意見についてもご検討ください。
 - ・「町民」と「住民」使い方について、再検討する必要がある。
 - •「4 町民参画条例が目指すもの」中の「学校教育における企画コンペ」について、教育委員会が実施している「学校サポーター制度」との整合性を確認する必要がある。
 - ・「5 具体的提案」の「②(仮称)町民協働参画推進会議」中の「町民から受理した提案を補完及び町による対応の注視」について、受理した提案をどのように扱うのか検討しておく必要がある。